

◎無職であった扶養親族が常勤講師等に任用された場合の認定替えの例

例1 無職であった被扶養者が、新たに H20.9.1～H20.12.26 までの常勤講師として任用された場合（この期間の収入見込額は 1,100,000 円）

→将来の年額見込みが 130 万以下であるので、認定可。

	H20 9/1	H20 12/26	H21 8/31
任用形態	無職	常勤講師	無職(見込)
収入(見込)額	0円	1,100,000円	0円
就職開始後将来一年間の収入(見込)額	1,100,000円		
扶養手当の支給の有無	○	○	

例2 上記の職員が、さらに H21.1.6～H21.3.26 まで非常勤講師として任用された場合（この期間の収入見込額は 238,000 円）

→就職を開始した H20.9.1 から将来一年間の収入見込額が 1,300,000 円以上 (1,100,000 円+238,000 円) となるため、認定不可。
ただし、非常勤講師としての任用開始日を勤務条件の変更があった日とみなし、H21.1.6 から扶養を外す。

	H20 9/1	H20 12/26	H21 1/6	H21 3/26	H21 8/31
任用形態	無職	常勤講師	無職	非常勤講師	無職(見込)
収入(見込)額	0円	1,100,000円	0円	238,000円	0円
就職開始後将来一年間の収入(見込)額	1,338,000円				
扶養手当の支給の有無	○	○	○	×	

※就職開始後将来一年間の収入が130万以上になると見込まれる時点(1/6)で落とす。